The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	「告諭」をめぐって : 権記の文体
Author(s)	小山, 登久
Citation	語文. 1967, 27, p. 28-38
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68579
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

「告諭」をめぐって

――権記の文体――

小山登久

(一)

権大納言藤原行成の日録、権記長保元年十月九日の条に次のような一節がある。

(1) 亥剋着勅使房、休息間、権別当律師明久来、無告諭之人、不能相謁、陳明朝可来之由、退去了云々、

(傍点は筆者加点。底本の字体は便宜上、現在通用の字体に改めた。以下の例も同じ。)

右の「告諭」は諸橋氏の大漢和辞典によると、中国側の実例では「つげさとす」の意とされているが、この場合それでは意味が通じない。ところが右に引用した記述に続いて翌日の記に、

(2) 又寺所司○権別当律師林懐己講等来、逢、即謝律師夜前無告人不対面之由、

とあり、また、

(3) 自四条宮、差少進三善孝経被仰云、去夜参入由、今朝聞食、依無告申之人、不召御前、極不便事也、

(寛弘八年八月廿五日)

とあることによって、(1)の「告諭之人」は(2)の「告人」、(3)の「告申之人」に対応するものとなるから「告諭」は「告」または「告申」の意に相当するものであるが、「告申」の「申」はこの場合補助動詞(謙譲語)の「申す」と見てよいから「告諭」は「告」の意に相当するものと思われる。

そこで「告」「諭」の意義を調べてみると、経籍纂詁によれば独断上・礼記曲礼下などの注に「告教也」、広雅釈言や漢書霍光伝の集注などに「諭暁也」とあって、類聚名義抄(以下には名義抄とのみ云う)にも「諭」「暁」ともに「サトス(底本の声点は省略。以下の引例においても声点・濁点は省略に従う)」の訓が見えるので「告諭」は諸橋氏の大漢和辞典に言う「おしえさとす」の意とすることができるが、一方では、説文に「諭告也从言兪声」とあり、経籍纂詁によれば広雅釈詁三・漢書司馬相如伝下などに「諭告也」の注が見え、色葉字類抄辞字門に「告ック 誥辞風 啓諭…(中略)…襲謡 己上 告也」とあり、また名義抄にも「告」「諭」ともに「ツク」の訓が見えるので「告諭」を「つげる」の意に解することも可能であるから(1)の「告諭之人」とは「取り次ぐ人」を指すことになる。

次に「告諭」の語形に類似の熟語を本記のなかから探すと、「暁告」「喩告」の二語が見出される。

(4) 左欲経出路、己可失便宜、経東脇門可参入由、可遣仰歟、荷前之儀如此、可相准也、武衛承諾、忽差召使、遣仰陣矣、実経候陣、仍密々示督、令暁告彼陣也、諸卿列立幔内、此度南上西面也、初北上失歟、内大臣着幄下、示諸卿曰、為敬御在所、以南可為上、仍初列立之時喩告於実武也、彼是不被覚悟、事失常儀云々、

（寛弘八年八月廿七日）

（右の細字の部分は本文中に割注の形で示されているが、いま便宜に従って右の如く改めた。

「暁告」は、経籍纂詁に「暁喩也」とする後漢書馬援伝・杜篤伝などの注が見えるが、広韻によれば「喩」は「諭」に同じであって名義抄にも「喩諭上通下正」とあるから、前掲の「諭暁也」の注を参考にすると「さとしつげる」の意であって、じじつ諸橋氏の大漢和辞典ではこの意に解しているが、経籍纂詁にはまた、「暁猶白也」という漢書元后伝の注も見えるので、「白」には「まうす、つげる」の意があるから(4)の「暁告」は(1)の「告諭」に同じく「つげる」の意に解することもできる。

「喩告」については、前述のように「喩」は「諭」に同じであるから「おしえさとす」の意であることは多言を要することでもなく、また(1)の「告諭」(4)の「暁告」に同じくこの語が「つげる」の意に解せられることも経籍纂詁に見える後漢書班彪伝下の「喩告也」の注を挙げれば充分であろう。

ところで、(4)の「暁告」「喩告」は文脈から考えて意味に「おしえる、さとす」の要素が加わっても通じるが、(1)の「告諭」は文脈から考えても文字通り「つげる」の意であって「おしえる、さとす」の意はなく、またそれ故にこそ(1)の「告諭之人」を(2)で「告人」とも記し得たのであろう。

とすれば、(1)の「告諭」は「告」一字で意の通じるものであり、また実際にさきに挙げた(2)(3)の例や他の公卿日記類にも、

(5) 外記貞用申云、昨夜罷治部卿家告事由、

（貞信公記、天慶二年二月十八日）

(6) 従夜部雨降、午上天晴、此日告御即位由於山陵定使、

（御堂関白記、長和五年三月廿日）

(7) 入夜資平来云、未申剋許左将軍万死一生之由、内供定基走来告相府、

（小右記、長和四年十二月十二日）

(8) 参摂政殿、為御使参左府、是来十一日月次祭使、可被告申明年可有御元服之由於伊勢大神宮宣命、幷幣事等、可被行之由、

（左経記、寛仁元年十二月八日）

(9) 実基来談世間事之中、尤有可相驚之事、資通、師良着尋常衣冠、候中宮、去七日参河守卒去之由已以普告、

（春記、長暦三年十月十二日）

(10) 今日欲参博陸御許之処、未出自内給之由人々所告也、

（水左記、承保四年十二月廿五日）

(11) 干時小野宮殿清慎公、被候殿上、仍令申候由、還殿上告申喚由、

（大府記、永保二年三月十三日）

(12) 告云、祈向（行カ）、但午刻許可参会右府者、

（帥記、治暦四年十一月十一日）

(13) 無程参詣、事慶難極、告其旨高筭阿闍梨、

（後二条師通記、寛治四年八月八日裏書）

（右の大府記の例に付した読点は、筆者が試みに加えたものである。以下の大府記の例においても同じ。

とあるように、「つげる」の意を「告諭」と記した例は他の公卿日記類には見えず「告」一字で記すのが一般的であるにもかかわらず、特に「告諭」とわざわざ同義の漢字二字を重ねた本記の作者の意図はなにかということが問題になってくる。

そこで、「告諭」のように同義の漢字二字から成る熟語で、しかもハーバード・燕京大学編集の「引得」類や〇字類編、佩文韻府、諸橋氏の大漢和辞典―以下に索引・辞書類と言えばこれらのものを指すことにする―などに見えない語彙を本記使用の語彙のなかから取り出して、以下に考察を加えてみたいと思う。

(14) 近日疫癘漸以延蔓、此灾年来連々無絶、昔崇神天皇御宇七年、有疫、天下之人大半亡没、干時天皇知其祟、忽以解謝、治馭、天下百餘年也、

（長保二年六月廿日）

の「亡没」は本稿(三)で述べることにするが、「治馭」の「馭」は説文の「御」の字の条に「御使馬也从彳从卸馭古文御从又从馬」とあり、また経籍纂詁によれば春秋左氏伝僖十九年伝の「以御于家邦」の条の釈文に「御治也」とあるほか、数書にこの注が見える由で、名義抄にも「治」「馭」ともに「ヲサム」の訓が見えるところから「治」と「馭」は同義と考えられるが、注意すべきことは、右の例には駢文としての要素がありはしないかということである。このことは次の例を見るといっそう明らかである。

(15) 末代之事奇怪多端、身雖愚庸、素不虚言、面奉勅語、何有失誤乎、

（長保二年八月十五日）

の「愚庸」について、集韻に「庸一曰愚也」とあって名義抄にも「愚」「庸（『庸』の条）」ともに「オロカナリ」の訓が見えるので「愚」も「庸」も「おろか」の意で「愚庸」は同義の漢字二字を重ねた熟語と見えるが、右の例で「愚庸」が使用されている部分は四字句を連ねる、いわば広義の駢文の形式になっている。つまり、意味の上では「愚」「庸」のいずれか一方でこと足りるものを四字句にするためにわざわざ「愚庸」と同義の語を重ねたとも考えられる。

もっとも、駢文と言っても必ず対句を用い、句中句末の音調についての規則を守る本格的なものを言うのではなくて、ここでは主として、一定数の字句を若干連ねた程度のものを指すのである。このような文は、漢文の格に従って記した普通の漢文のなかでは「駢文」とは言えない程度のものであるが、記録体によって記された公卿日記類の文章においては、字句の数をそろえようとする傾向が認められるだけでも注目すべきことなのである。

いま、「同義の漢字二字」ということにこだわらないで、文の記載形式とこのような関係に立つ語彙の実例を本記のなかから挙げる。

(16) 後漢末歳、灾異重畳、後代之史、当時之説、以為賞不当其功、罰不当其罪、又如王法論、不治罰悪人、不親近善人者、禍胎灾孽何処転之哉、

（長保二年六月廿日）

右の例は前半に四字句、後半に五字句を連ねた駢文の形式をとっているが、右の「治罰」について、経籍纂詁によれば周礼大司馬の「賊殺其親則正之」の条の注に「正之者執而治其罪」とあることや、また有名な出師表に「不效則治臣之罪、以告先帝之霊」とある「治」

の実例を参考にすることによって「治」が「ただす」の意を表わし得ることは明らかである。従って右の「治罰」は「(悪人の罪を)ただし罰する」の意であるが、「治罰」という漢語は索引・辞書類には見えない。右の例の場合は、やはり前後の五字句にそろえ、また次の「親近」の句との対応関係などから作られた熟語と見ることができる。

(17) 比至飲高郡忽有陰雲、雨脚忽降、心中祈申太神宮、廼霽、有神恩也、一奉王命、任身於神明、々々用信、信至感顯者也、
(寛弘二年十二月十四日)

の「感顯(こたえあらわれるの意)」もこの方向で考えてよいであろう。

以上に挙げた語彙はいずれも動作・状態の意を表わすものであるが、事物の名称を表わす語彙のなかにも文の記載形式と右のような関係に立つものがある。たとえば、

(18) 頃之諸卿被参西中門、令亮正光朝臣啓事由…(中略)…事了召於御前、又砌下召管絃者、干時鸚吻頻飛、鳳管数鳴、万春之楽未央、一夜之漏将曙、事了賜禄有差、与藤中将同車帰宅、
(長保二年二月廿五日)

の「鸚吻」などがそれである。

そこで、語彙の問題から本記の記載形式について話を進めなければならない。

〔一〕

本記は他の公卿日記にくらべて駢文形式の文章が多い。

以上に挙げたいくつかの実例のように、本記では作者が特に強い感動を受けた事件の描写に際してしばしば駢文形式の混入した文章を綴っている。しかも記録体で記した一日の記述のなかに、作者の強い感動を記した部分だけが突如として駢文形式で混入している(18)のような場合が多く、それがかえって読む側には印象的である。

他の日記類では小右記、春記、水左記などにこの形式が見えるが、大府記、御堂関白記となると駢文形式の形骸を認めることさえむつかしくなってくる。

しかし、このような本記の記載形式の反面に、他の公卿日記と同様に漢文としては破格の形式が存在するのであって、じつはこの方が本記の記載形式の土台になっているのである。

以下、この問題について述べることにするが、その場合に注意すべきことは、本記のような転写本の記載形式に見える破格を云々することに果して意味があるかということである。

これについては、現存する日記類には、御堂関白記以外にまとまった分量を持つ自筆本が伝っていないという止むを得ない事情のほかに、転写の際には、転写本の筆者にとって読解し難い原本の部分はそのままの形で書写されるのではないかという理由があるのである。

従って、破格などの著しい個所については転写本によっても或る程度その原形を伺うことができると筆者は考えるが、この問題を詳細に論じることは別の機会に譲って、次に、本記に見える破格の形式について話を進めて行くことにしたい。

記録体の破格の形式にもいろいろあるが、そのなかで最も大きな位置を占めるものは次の二つの形式である。

まず第一は、漢文としての正しい格に従えば「述語—客語」の語

順になるものを、述語がさきに来る日本語の表現形式に引きずられて「客語—述語」の語順になる形式で、たとえば「花を見る」という日本語を漢文で記せば「見花」となるものを日本語式に「花見」と記す類である。

この形式の変化形として、客語が二つの場合には次の(19)のように一方の客語が述語の前に出たり、また(20)のように客語と述語の間に助動詞、介詞など反読形式をとる語が入る場合もある。（以下の例で、△印は客語、●印は述語、、×印は修飾語を示す。）

(19) 摺△袴●送△祭使将監長△能許△、（小右記、永観二年十一月十八日）

(20) 即令申云、左寮交易第八鼠△毛可●給者、（春記、長暦四年十月廿六日）

次に、右の「花を見る」の例で「花」に更に修飾語が加わって、たとえば「美しい花を見る」という場合に、これを漢文で記せば「見美花」となるものを記録体の文では「美見花」と記す場合がある。つまり、漢文では「述語—修飾語—客語」の語順になるものを「修飾語—述語—客語」と記す形式である。

この形式が更に拡大されて修飾語、客語間の修飾関係にとどまらない場合もある。たとえば、

(21) 尚侍渡給高倉、参院、有被供養御経、僧召教円、（御堂関白記、長和五年八月卅日）

は、同格関係にある「僧」と「教円」の間に述語の「召」が入った例である。

破格の形式についてはなお触れなければならないこともあるが、すでに先学の言及もあるので詳細はそれらに譲って、次に話を進めて行くことにしたい。

さて、筆者の調査によれば、前述のような二つの破格の形式は公卿日記類のすべてに認められる。いま、二つの形式のうち前者を〔Ⅰ〕、後者を〔Ⅱ〕として、まず本記以外の日記類の実例を挙げる。

〔Ⅰ〕の形式

(22) 寂律師於定法寺修△善△始、（貞信公記、延喜十八年五月十一日）

(23) 次参右府、申権左中弁忠△輔△勘△事△免△給之由、（小右記、承延二年十二月十七日）

(24) 越後守信△経△馬△十△疋△獻、皆置鞍、他△雑△物△相△具、（御堂関白記、寛弘二年五月十三日）

(25) 籠△候△内△御△物△忌、今日於殿上有宇佐使餞事、兼日以廻文告示一△種△物△可△被△出之由於人々、（左経記、寛仁元年九月卅日）

(26) 督殿命云、彼延木御△記、今朝廿△巻△持△来、今明日可営書也、（春記、長暦三年十月廿九日）

(27) 頭弁泰賢朝臣来云、可有祈雨奉幣、其日△時可令勘△申者、（水左記、康平六年六月二日）

(28) 左大臣宣△奉、勅右大臣奉之、希有之事也、（大府記、康和二年七月三日）

(29) 仍△搦△留△従△者△并△随△身、皮△籠△披△見△之△処、有申文五通、（帥記、承暦五年三月十六日）

(30) 雪紛々庭積、盈尺深五寸、仙△院△北△山△御△覧、（後二条帥通記、寛治五年正月八日）

〔Ⅱ〕の形式

(31) 紅雪二斤送大×弐×許、良×佐×有△手△書△、（貞信公記、延長三年十二月十日）

(32) 去夜中×納×言×行×成×参×議×通×任×着左衛門陣、子×夜×取×御×馬△云々、

(33) 今朝典侍中務宅置厭物搦女云々、
（小右記、長和二年八月十七日）
（御堂関白記、長和四年七月二日）

(34) 午剋許、左衛門尉宗相朝臣等、令追捕大殿取金銀等盗人、持参摂政殿御宿所方、
（左経記、寛仁元年七月十日）

(35) 是等追従無心之故、讒言旁成之故也、
（春記、長暦二年十二月十二日）

(36) 令退出給時、召下官、吉日可為検非違使別当有天気、
（述語が「有」の場合には客語ではなくて主語であるが、便宜上、（Ⅱ）の形式に入れる。）
（水左記、治暦三年五月十日）

(37) 次参内、令奏国随住申絶命御方行幸有無例事、
（大府記、応徳二年十二月一日）

(38) 可然有女子上達部雖有両三猶不如思、
（帥記、永保元年六月十一日）

(39) 左大弁到来、漢書受説云々、
（後二条帥通記、寛治四年四月廿八日）

参照〈（左大弁到来、受漢書説畢、（同年四月廿九日））〉

このような破格の形式の使用頻度はおのおのの日記によって一様ではないが、（Ⅱ）の形式は御堂関白記・後二条帥通記を除いてあまり使用されることはないようである。

なお、これらの形式は醍醐天皇御記、村上天皇御記にも次のようにその実例が見える。

(40) 仰曰、大歌所琴歌、伝習無レ人、恐此事絶、
（醍醐天皇御記、延喜六年正月九日）

(41) 民部卿藤原朝臣、令二延光朝臣申一云、今朝左大臣申下送可レ令レ勘二送大臣一人任宣命例一之由上、
（村上天皇御記、康保三年正月十六日）

(42) 其北廂当二第二柱一、施二五尺屏風二二帖一隔レ之…（中略）…又当二其北廂中戸東柱一、施二屏風二帖一隔レ之、
（村上天皇御記、康保三年二月廿二日）

次に本記の実例を若干挙げると、

（Ⅰ）の形式

(43) 行義朝臣入夜来、示明旦可下向之由、麋蒔野劔一腰借与、故殿御劔也、
（長保六年四月廿日）

(44) 大臣参上殿上之次、被仰推問使申請事、宣旨可下、暫可候者、
（寛弘元年八月廿日）

(45) 右府鴨詣、殿四位少将供奉云々、
（寛弘二年四月十九日）

(46) 一宮御修法事有仰、仍其事為行、暫候之間、御悩甚重、
（寛弘六年二月廿五日）

(47) 候内之間、左府以下被参入、予院殿上被免云々、
（寛弘七年正月三日）

（Ⅱ）の形式

(48) 今日院御覧花有御幸、左大臣被扈従、
（長保六年三月廿八日）

(49) 参衙、欲着之間、官掌保理告座傍蛇出見恠、
（寛弘二年六月十三日）

右のように破格の形式が使用されている点では、本記もまた他の公卿日記類の埒外に出るものではなく、このような破格の形式を土台として、その上に前述の斯本形式がとり入れられているのである。

つまり、本記の文章の記載形式は記録体としての「和」の要素と、それとは逆の、駢文形式という「漢」の要素の共存という点で、公卿日記類のなかでも特異な存在なのである。

以上は本記の記載形式のうち、文の写し方について述べたが、次に本記の、語の写し方について蛇足ながら簡単に触れると、本記にも「壺寝」「記異」などの宛字が見える。これらはそれぞれ「局」「奇異」の宛字であるが、わずかながらも宛字の見えることは、本記が「和」「漢」両要素の共存とは言ってもその土台は「和」の側にあることを示すものではなかろうか。

(三)

さて、本稿の(一)で述べたように、本記使用の語彙のうち索引・辞書類に見えず、また本記以外の公卿日記類にも見ることの稀な語彙のなかには駢文形式と関係の深いものがあるが、「告諭」の見える例(1)の文章は駢文形式ではなく、「可…之由」という記録体通用の形式の見えることからも明らかなように記録体によって記された文章である。

とすれば、「告諭」をこれらの語彙と等しなみに考えることはできない。

そこで、再び本記の語彙の使用面に目を転じると、本記には同義語が多用される傾向が認められる。たとえば、

(50) 去五日招大炊頭光栄朝臣、示語可遂此事之由、依彼朝臣許諾、此日改葬也、　(寛弘八年七月十一日)

(51) 申云…(中略)…今依無事勤不可居此官、況与蔵人頭競望之事、何有許容哉　(長徳四年八月十六日)

の「許諾」「許容」(いずれも、「ゆるす・聞き入れる」の意)は色葉字類抄に「許諾キョタク」「許容キヨウ(言語部)」(底本の声点・濁点は然諾分省略に従う)とあり、また他の公卿日記類にも、

(52) 左少将忠経来云、可奉賀茂祭使、与陪従装束平者、許諾訖、(小右記、寛和元年二月八日)

頭労歟…(中略)…去廿五日寅時許、参摂政第、懇切被恣申、若無許容、不可罷出者、仍有許諾者　(同、永延二年二月廿八日)

(53) 昨日直物次有除目、参議誠信、(大府記、康和六年正月十一日)

(54) 今夕女叙位御申文沙汰之次、春宮無女爵之由令奏院了、有御許諾者、(帥記、永保元年十一月十三日)

(55) 控車相示云、然者只今可被会八条亭歟、許諾已了向八条亭、(小右記、永祚元年二月十七日)

(56) 被仰云、八座事昨行幸間示摂政、己有許容、

のように例が見えるほか、記載分量が少ないので本稿(二)の記載形式の項では取り挙げなかったものであるが土右記(源俊房作)にも次のような例が見える。

(57) 於是彼大臣許諾次問此声□、(延久元年五月十八日)

(58) 一々見下之間余触大臣云々可定申文相加如何、大臣有許容、(延久元年五月十三日)

これらの語は公卿日記類では通用の語と認められるが、本記にはさらにこれらの語と同義のものに「許応」がある。

(59) 又申源中納言申由…(中略)…但候本宮藤為祐同可申補也、有許応、(寛弘八年十月七日)

(60) 初清子申譲男好親、芳子申譲兄市正、依無許応、終自所叙也、(寛弘八年十二月十八日)

「許応」は索引・辞書類に実例の見えない漢語であるが、「許諾」の「諾」は説文に「諾應也」とあって段氏の注に「響者応之俗字説解中有此字或偶爾从俗或後人妄改疑不能明也大徐於此部増響字誤矣口部曰唯諾也唯諾有急緩之別統言之則皆応也」とあることや、また「応諾」という漢語のあることから考えても明らかなように「応」と「諾」とは同義であるから、「許応」は「許諾」と同義の語と見てさしつかえないが、公卿日記類でも珍しい漢語である。

この「許諾」「許容」「許応」の関係に準じる語彙の実例を若干次に挙げると、「死去」の同義語に至っては、「卒去・入滅・往生」などは意義に特殊な要素が加わるから別としても、本記ではじつに九種類にも及んでいる。

(61) 式部大丞源国政昨死去、（長徳四年七月七日）

(62) 而依前司知章朝臣任中疫癘人民死亡、田畝減了、（長徳四年四月十日）

(63) 正四位下源朝臣兼資卒…（中略）…自初秋之末寝食序失常、霧露相犯…（中略）…已剋終世、（長保四年八月六日）

(64) 参左府次、覚縁内供云雅守内供逝去由、衝黒退出、（長保二年八月十五日）

(65) 叙位之後、去正月任紀伊守、患疫十余日、忽逝亡、

(66) 被命云…（中略）…而入道民部少輔女弟一昨午時許長逝之由示送、仍不参、（正暦三年六月九日）

(67) 頭中将室家此暁亡去者、即遣惟弘、弔弼相公及中将、（長保四年五月十七日）

(68) 未剋、去年誕生男児亡歿、（長徳四年十月十八日）

(69) 洛陽士女聞薨逝而皆恋慕矣、（正暦四年七月廿九日）

右の例のなかで、「死去」は十巻本伊呂波字類抄にも収められているが、他の公卿日記にも、

(70) 山階日歓来云、御導師成真死去、仍欲望申、（小右記、正暦四年六月二日）

(71) 人長左近将曹尾張時頼去秋死去、（左経記、長元四年閏十月廿四日）

(72) 伯耆前司良経息前兵衛佐仲房昨日死去已了、（春記、永承七年五月五日）

(73) 後聞、此日左衛門尉平盛方死去、年四十八云々、年来家人也、可憐々々、（水左記、承暦四年閏八月十二日）

とあり、また往来物にも

(74) 是則去年春募秋時利息進文契申請人々之中或逃亡或死去或貧弊不堪有人無弁、（高山寺蔵④書札礼(14)）

とあって「死去」がもっとも通用されており、このほかでは、

(75) 左大将女御午時許逝去云々、干時年十九、（小右記、氷祚元年五月廿九日）

(76) 後聞、中納言能季卿…（中略）…信濃前司藤伊綱依皰瘡逝去、（水左記、承保四年八月一日）

(77) 仍無穢之由被存之間、近日有証人示云、件童於家中逝去実也者件事発覚沙汰之間…（以下略）、（大府記、承暦三年二月四日）

の「逝去」や、次の「薨逝」などが一般的である。

(78) 而忿々間思而渉年之間、彼大弁薨逝了、（春記、長暦三年十月廿八日）

(79) 今日寅剋皇太弟（冊命為太子云々）薨給…（中略）…日来頗疫以発御、遂令

薨逝給、　（大府記、応徳二年十一月八日）

なお、「薨逝」は索引・辞書類には見えない語である。

次に、(65)の「逝亡」も索引・辞書類には見えないが、語形が顛倒した形の「亡逝」が他の公卿日記類に見える。

(80) 今夜右中弁資忠亡逝云々…（中略）…殊不重悩、而忽亡逝云々、
（小右記、永延元年五月廿一日）

(81) 寅時許、家業亡逝已了者、　（春記、長暦三年十月十六日）

この語形も索引・辞書類には見えない。

残りの「死亡」「終世」「長逝」「亡去」「亡歿」のうちで、「亡去」は諸橋氏の大漢和辞典では「逃げ去る」の意の漢語であって他の辞書類にも「死去」の意の実例は見えず、また公卿日記類でも珍しい語である。

本記の語彙の使用面におけるこのような傾向は漢語間に限るものではない。たとえば、「自宅に帰る」の意を表現する場合に、本記では、

(82) 詣左府、暫之帰宅、　（長保二年七月十三日）

(83) 詣左府申此旨、臨昏、帰柴戸、　（長保二年七月十九日）

(84) 次詣左府、暫之詣弾正宮、帰家、　（長保四年四月九日）

のような例が見える。また、

(85) 令申日来提携危急之病者、不参入、今間依有可見給之事、白地罷到蝸舎也、　（長徳四年四月二日）

は意味に異なる要素が加わってくるが、当面の問題の参考にはなし得る例である。

これらの例で、(82)の「帰宅」は漢語と見るとしても他は訓読の語であるが、特に(83)の「帰柴戸」については、「帰輦」―布施秀治氏△古文書古記録に見えたる語辞の一般考察（下）▽（帝国学士院紀事第二巻第二号）参照―という語があって、「陋屋に帰る」の意を表わし、

(86) 又参殿、臨夜帰輦、　（小右記、天元五年五月廿九日）

(87) 予乗車当車帰渡高陽院了…（中略）…深更帰輦
（春記脱漏補遺、永承五年三月十五日）

(88) 寅剋許出山房、巳終入京洛、須過今明日帰輦也、
（水左記、承保四年閏十二月一日）

（以下、大府記、帥記、後二条師通記の実例は煩雑を避けるため省略に従う。）

(89) 日暮事訖、廻轅帰輦、　（明衡往来、四月、参議伴）

のように他の公卿日記や往来物などに例が見えるが、「帰柴戸」はこの「帰輦」の、文字通りの日本語的表現であって、公卿日記類でも珍しい表現である。

また、本記には「廻撥」という語が見える。

(90) 阿波権守済政示云…（中略）…料物本宣旨所下美濃国正税舂、忽非可出来、廻撥可借下、　（長保二年十二月廿一日）

この語は索引・辞書類に見えないが、色葉字類抄畳字門の「久」の項に「迴蔑方略分」、「他」の項に「掴撥タハカル」とあるので、右の(90)の場合、音読か訓読かを決めることは容易ではないが、それはともかくとして、これと同義の表現に「廻方略（方略を廻らす）」という言い方があって本記にもその例が見え、

(91) 即具申案内…（中略）…一年所出之物、豫推其種如此、何況未収当年御封雖無術計、道行朝臣殊劇方略所率仕也、
（長保四年五月四日）

また、古文書類にも実例が見える。

(92) 此外材木及作料私廻方略勤仕、是則為合御周忌所奔営也、

(平安遺文㈢、〇三〇〇、天台座主良源遺告、〇虚山寺文書)

次に、紙幅を考慮して実例は省略に従い、語彙のみを挙げると、〔1〕夭死・夭亡・早亡、〔2〕覚悟・暁悟（いずれも「さとる」の意）、〔3〕寄宿・寄住、〔4〕繁廉・繁雑、〔5〕要束・約束、などが同義語として目立つものである。このほか、「非例・不例（いずれも「心身の正常でない状態」を言う）」「平損・平復・平癒（いずれも「病が癒える」の意）」など他の公卿日記類にも珍しくない語彙は省略に従った。

もちろん、同義語といってもこれらの語彙には意味の周辺部における微妙な違いや、ニュアンスの差はあるであろうが、それらの違いによってこれらの語が使い分けられるというような傾向は認められない。

以上に述べてきたように、本記には同義語の使用が著しい。じっさい、公卿日記類のなかで本記ほど同義語が多用されているものはない。小右記、春記にはこの傾向が認められるが本記ほどではない。

しかも注目すべきことは、以上に挙げた諸例によって明らかなように一方に当時の公卿日記類における通用語が使用されながら、他方ではそれと同義で、本記特有の語彙とも見えるものが使用される場合のあることである。

また、本記には文選読みの実例が見える。

(93) 余示云…（中略）…行成平生短慮也、況病悩不覚所案之事、定有紕繆誤、車中能被廻思慮可及奏聞也、

（長徳四年七月十四日）

の「紕繆誤」は「ひびゆうのあやまり」という文選読みの表現であるが、公卿日記類のなかでも珍しい実例であって、文選読みについての先学の論⑥のなかでもこれについては言及されていない。

このような本記の語彙使用面での特徴を考えあわせると、本記は語彙の面においても「和」「漢」両要素が併存することになる。

また、同一語の使用を避けるということは駢文形使用とともに、本記が、日記は単に備忘のためのもので日記の筆者自身にのみわかればよい—たとえば御堂関白記のように—という態度ではなくて、よい文章を作ろうとする作者の姿勢を示すものであって、「告論」もまた、このような作者の姿勢に沿って、つまり、文の修辞という方向で処理すべきものと考えられる。

（大学院学生）

注①　本稿に言うところの公卿日記類とは次に挙げるものを指す。貞信公記、小右記、権記、御堂関白記、左経記、春記、水左記、大府記、帥記、後二条師通記これらは平安初期から院政初期にわたる、およそ百七十年間のものであるが、その下限を院政初期においた所以は、この頃を境としてその前と後においては日記類に見える特殊な語彙の一群に量的にも質的にも著しい違いが認められるからである。この問題については別稿を用意しているので本稿では論じないことにする。従って、権記に見えるこれらの語彙についてもここでは触れない。

依った本は醍醐天皇御記、村上天皇御記—続々群書類従、貞信公記、後二条師通記—大日本古記録、左経記、師記—

史料大成、春記―丹鶴叢書、水左記―増補史料大成、土右記―宮内庁書陵部コロタイプ復製、御堂関白記―自筆本のある年次については自筆本コロタイプ復製(立命館出版部)、その他の年次については大日本古記録、小右記―天元五年一月～寛弘八年十二月は大日本古記録、その他の年次については史料大成である。

なお、大府記(藤原為房作)は京都府立総合資料館所蔵本(十冊)に依ったが、その閲覧に際して格別の便宜を与えられた同館の関係各位に深甚の謝意を表するものである。

② 次の例の「喩」を「つげる」の意に解すればその意を「告」以外の漢字で記した貴重な実例の一つとなるが、文脈から見てこの「喩」は「おしえる」の意に解しても通じるものであり、しばらく確かな例とすることを控えたい。

王女退著本座、主上還御小安殿、余此間近候、喩申雑事、余又進大極殿、齋王至輿下、示雑事、

(御堂関白記、寛仁二年九月八日)

③ 武藤元信「記録文の特色」(武藤元信論文集)、築島裕「変体漢文研究の構想」(東京大学教養学部人文科学科「人文科学科紀要第13輯」)、高松政雄「御堂関白記の実態―主に表記の面から見た―」(国語国文第31巻第9号)

④ 吉田金彦「高山寺蔵『書札礼』について」(愛媛大学紀要、第一部、人文科学、第8巻第1号)所収の本文による。

⑤ 築島裕「文選読」考(国語と国文学第28巻第11号)